○厚生労働省令第六十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

一　児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）附則第二項

二　家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十九条第三項、第三十一条第三項、第四十四条第三項及び第四十七条第三項

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。